

公募型見積合わせ公告（案）

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医病043
- (2) 調達件名及び数量 硬性タイプビデオスコープ オリンパス株式会社製 15台に係る保守契約 1式(ENDO CARE プラン③ 手術部)
(別紙仕様書のとおり)
- (3) 契約期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- (4) 作業実施場所 国立大学法人大阪大学医学部附属病院

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 製造元より代理店の承認を受けている者であること。
- (4) その他経理責任者等が認めた者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課 用度第二係
電話 06-6879-5126
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和2年3月31日(火) 正午

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書 (案)

調達番号：医病043

調達件名：硬性タイプビデオスコープ オリンパス株式会社製 15 台に係る保守契約 1 式 (ENDO CARE プラン
③ 手術部)

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。

※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。

※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 硬性タイプビデオスコープ オリンパス株式会社製 15 台に係る保守契約 1 式(ENDO CARE プラン
③ 手術部)

保守対象装置 別紙2のとおり

請負代金額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円也（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇〇〇円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 木村 正と受注者 ○○○○○○との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙1「仕様書」に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙3「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 受注者は、本契約に基づく物品等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。

第5条 次に掲げる事項は、保守点検の範囲に含まないものとする。

- ① 装置のオーバーホール及び改造等に要する作業。
- ② 天災・火災の原因による故障の修理。
- ③ 発注者の故意又は過失による故障の修理。

第6条 契約期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

第7条 点検報告書は、点検の都度、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に提出するものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付すべきものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 受注者は、保守点検上、故意又は過失により装置を損傷させたときは、その損傷について、賠償の責を負うものとする。

第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 木 村 正

受注者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○

- (1) 受注者は、年に 1 回定期点検に必要な技術者を派遣し、装置が正常かつ、円滑に作動するように受注者の責任において、点検及び調整を行うものとする。
- (2) 点検はメーカーが定めるチェックシートに基づいて行うものとする。
- (3) 点検時に発見された不良箇所の修理、調整は本院職員の了承を得て随時保守（修理）として実施する。

2. 随時保守（修理）

- (1) 受注者は本院職員から故障発生等の通知があったときは、直ちに技術者を出張させ修理及び部品交換を行うものとする。
- (2) 随時保守（修理）の費用は受注者の負担とする。ただし、光源ランプ、プリンター用紙、DVD ディスク、処置具及び付属品類の消耗品は除外する。

3. 代替品貸し出し

装置に故障が発生した際、契約期間内かつ受注者が定める貸出期間内において、受注者の負担で代替品を貸し出すものとする。

4. 期中報告

受注者は、契約期間内に1回、別紙2の装置についての随時保守（修理）実績を報告するものとする。

5. 保守点検報告

受注者は、保守点検の都度、本院立ち合い者の確認を受けた保守点検報告書を本院管理課用度第二係に提出するものとする。報告書には、次の事項を記入するものとする。

ア. 点検を行った各部の異常の有無

イ. 部品の交換があったときは、その品名及び数量

ウ. 修理を行ったときは、その詳細

エ. この保守点検以外に処理しなければならないと認められる事項等

V

. その他

（1）受注者は故障の場合の連絡先を装置に表示すること。

（2）装置の操作マニュアルを常備すること。

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。